

國學院大學學術情報リポジトリ

常設国際司法裁判所裁判例における禁反言の問題状況

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 櫻井, 大三 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00000796

常設国際司法裁判所裁判例における 禁反言の問題状況

櫻 井 大 三

キーワード

禁反言 常設国際司法裁判所 (PCIJ)

はじめに

法律学の世界には、禁反言 (estoppel) なる法概念が存在する。禁反言は一般に、ある人がある事実の存在を表示する行為を行い、相手方がこの表示を信じて自分の立場を変更した場合、表示を行った人が事後的にこの表示を取り消したり、当該表示に反する主張をしたりすることを禁止する原則として観念される⁽¹⁾。禁反言の来歴を辿ると、その起源はイギリスの国内法に見出されるのであるが、今日ではイギリスをはじめとする英米法系の諸国のみならず、禁反言は広く大陸法系の諸国においても認知されるに至っている⁽²⁾。また、禁反言が主張される法領域も、この法概念が最初に主要な役割を演じた私法の領域にのみとどまるのではなく、公法（とりわけ租税法および行政法）や刑事訴訟法の領域にまでその活躍の場を広げている⁽³⁾。このように諸国の国内法にほぼ共通して観念されうる禁反言が、国際法の領域においても援用可能であることを否定する理由は見出しがたいといわなくてはならない⁽⁴⁾。事実禁反言は、国際裁判所での実行を通じて飛躍的な発展を遂げたのであり、今日ではこれを国際法上の原則として認める立場が支配的となっているのである⁽⁵⁾。

筆者はかつて、禁反言がいかなる歴史的変遷を辿り国際法の世界へ導入されることになったのかにつきささやかな考察を試みたことがあるが、それは主として、禁反言が国際

法の世界に登場した19世紀中葉から、この法概念が裁判規範として徐々に認知されていく20世紀初頭に至るまでの国際仲裁裁判所の実行を考察したものであった⁽⁶⁾。そこで得られた所見は、概要以下のようなものであった。すなわち、最初期に主張されたのは、しばしば「一貫性の原則」や「矛盾禁止の原則」と互換可能なものとして把握されることがある、いわゆる「広義の禁反言 (*estoppel lato sensu*; broad or extensive notion of *estoppel*)」であった⁽⁷⁾。そして、この類型的後塵を拝する形で、その構成要素を厳格に捉えようとする「狭義の禁反言 (*estoppel stricto sensu*; strict or restrictive notion of *estoppel*)」の萌芽と思しき法概念の生成が20世紀以降においては顕著に看取されるようになった。「狭義の禁反言」は、(1) 一方当事者による、ある種の事実状態についての明示的で曖昧さのない表示が存在していること (表示要件)、(2) この表示を他方当事者が誠実に信頼し一定の作為または不作為が導かれたこと (信頼要件)、(3) その結果、他方当事者に不利益または損害 (*prejudice or detriment*; *préjudice ou détriment*) が生ずるかまたは表示を行った当事者が利益 (*advantage*; *avantage*) を得るなど、関係当事者間において相対的な地位の変化が生じていること (利益 / 不利益要件) の3つを適用要件とする⁽⁸⁾。

もっとも、国際法における禁反言概念の形成を時間軸という観点から眺めた場合、このような国際仲裁裁判所における禁反言の展開は、いわばその形成史的序説をなすに過ぎない。むしろ、国際法における禁反言がその構成要素を精緻化し国際法原則としての内実を完成させたのは国際司法裁判所 (ICJ) の一連の裁判例を通じてであり、なかんずくその端緒を築いたのが1964年の「バルセロナ・トラクション事件」判決であったことも、すでに別稿において論じたとおりである⁽⁹⁾。それゆえ雑駁に述べるならば、国際法における禁反言概念の形成史の枢要は、ここ半世紀の間における判例および学説の動向におおむね集約されたものであったといえることができるであろう。他方で、禁反言の歴史的展開を忠実に辿ってみると、この法概念に関する議論をもっぱら ICJ の裁判例とその評釈 (学説) にのみ求める態度は、いささか均衡を失することになるといわなくてはならない。すなわち、ICJ の前身である常設国際司法裁判所 (PCIJ) が扱った若干の事件においても禁反言に関する議論はすでに散見されていたのであり、それらはいわば、ICJ 裁判例における禁反言の位相を知るうえでの伏線を提供しているといえるのである。

かくして本稿は、PCIJ が国際法における禁反言をどのようなものとして捉えてきたのかを跡づける作業を実践するものである⁽¹⁰⁾。具体的には、関連する裁判例が「広義の禁反言」と「狭義の禁反言」の対立という学説上の議論に対していかなる示唆を提示するものであるのかを個々の事案に即して読み解くことが、ここでの考察の主眼となる。なおその際、関連する裁判例をどこまで渉獵するのかという検討素材の射程が問題となるが、こ

ここでは以下の諸点に留意することとしたい。第一に、本稿は禁反言に係る裁判例の分析を主眼とするものである以上、禁反言の適用が認定された、あるいは認定されなかったという帰結にかかわらず、この用語への明示的言及を含む裁判所の判断（多数意見）が第一義的な考察の対象となる。そのような意味から、「セルビア公債事件」判決（1929年）が言及した禁反言の性質を明らかにすることがもっとも重要な検討課題となる。他方で第二に、関連する裁判例の中には、多数意見が禁反言の適用を明示していないにもかかわらず、所与の法的推論を実質的な禁反言の適用だと解するものが少なからず看取されることにも留意しておかなくてはならない。むしろ、裁判例の中から先例としての価値を有する禁反言を析出するためには、この後者の裁判例をどのように解釈し位置づけるかが重要となる。本稿では、多数意見の法的推論上禁反言の適用が含意されると主張されるか、少なくともその適用性を念頭に置いたうえで議論を展開したと主張される主要な裁判例（一般に禁反言の適用が強く示唆されると解されている裁判例）として3つの事案を取り上げる⁽¹¹⁾。

本稿は、これら4件のPCIJ裁判例の分析から得られた示唆を手がかりとしつつ、PCIJの裁判例全体を貫く禁反言の位相なるものを明らかにすることを試みるものである。

1. 常設国際司法裁判所における禁反言の嚆矢

—「セルビア公債事件」判決（1929年）⁽¹²⁾—

PCIJが扱った事件の中で、多数意見が禁反言の用語に明示的に言及している唯一の裁判例は、1929年の「セルビア公債事件」および同年の「ブラジル公債事件」である（PCIJは同一日においてこれら両者についての判決を下した。以下、両事件の内容は実質的に同一であることから、ここでは「セルビア公債事件」判決を中心に検討する）。もっとも本件では、被告セルビア（当時の国名は、セルビア人・クロアチア人・スロヴェニア人王国）によって援用された禁反言の主張が退けられている。その限りで、本件は禁反言の適用否認の事例であることに留意しなくてはならないが、この判断に至る判決の法的推論には禁反言の性質決定に関する重要な言及が含まれている。このことから、PCIJの裁判例における禁反言をめぐる問題状況の探求に際しては、本判決の検討が何よりも不可欠となるのである。

（1）事件の概要および判決

本件において問題となったのは、セルビアにより発行された公債を保有するフランス人が、多年にわたり価値の下落した紙幣フランによる利子の支払を受けていたことについて

何ら抗議を提起しなかった一方で、公債契約に明記された金条項を援用し金フランでの支払いを求めることができるか、という点であった。被告セルビアは、同国が第一次世界大戦前から戦後しばらくの間紙幣フランによる支払いを継続したこと、および、原告フランスが金フランによる支払を求める行動に遅延を来たしたことを根拠に、フランスは禁反言の原則によって紙幣フランによる支払の法的効果を争うことができないと主張した。しかし裁判所は、フランスの訴訟提起が遅れたことには合理的な理由があり、また、本件では権利の喪失を招来する禁反言を適用するための要件を欠いているとして、この法理の適用を認めなかった。この点に関する裁判所の判断は以下のようなものである。

「…禁反言の原則によって権利の喪失 (la perte d'un droit) が証明されるために求められる条件を検討してみるに、本件におけるこの原則の適用が基礎を欠いたものであることは、きわめて明白である。公債保有人は、債務国が正当に基礎を置くことが可能であり、且つ、実際に基礎を置いたとするような明白で曖昧さのない声明を行わなかった。債務国は、その立場を変更することもなかった。セルビアの債務は、それが当初契約において取決められたままの状態にある。」⁽¹³⁾

(2) 本判決における禁反言の性質決定

以上のように、判決は「禁反言」に基礎づけられたセルビアの主張を退けたにもかかわらず、禁反言が適用されるための構成要素について一定の言及を行っていることが注目される。それゆえこの判断は、国際法における禁反言の存在そのもの（なにかなく、それがコモン・ロー的な意味での禁反言であること⁽¹⁴⁾）を黙示的に是認したのだとみられるのである⁽¹⁵⁾。すなわち判決は、「明白で曖昧さのない声明」に言及しており、この言明からは、いわゆる「狭義の禁反言」の第一の構成要素である「表示要件」についての検討が行われたことが窺える。他方、「債務国が正当に基礎を置くことが可能であり、且つ、実際に基礎を置いた」とする言明はいささか曖昧ではあるものの、これをもって、声明の名宛人に客観的で正当な信頼 (objektiv berechtigtes Vertrauen) が存することを問題としたものであると解することは不可能ではない。その限りにおいて、この言明は「狭義の禁反言」の第二の構成要素である「信頼要件」についても一定程度の考慮を払ったものであったとみることができよう。さらに、判決は「債務国はその立場を変更することもなかった」と述べることにより債務国の立場変更の有無を問うている。この言明は要するに、かかる立場変更が相手方の声明を信頼した債務国の側に一定の不利益をもたらすものであったかどうか（あるいは逆に、声明を行った側に一定の利益を生ぜしめるものであったかの

かどうか)を問題とするものであったとみることができる。その限りにおいてこの言明は、「狭義の禁反言」のもっとも重要な構成要素である「利益／不利益要件」の充足を見極めようとするものであったとみることができるように思うのである⁽¹⁶⁾。

本判決が摘示した上記の諸要素がいずれも、コモン・ロー上の「表示による禁反言」から着想を得た「狭義の禁反言」の構成要素を観念したものであることは疑いを容れない⁽¹⁷⁾。その上で判決は、これらいずれの要件も充足されていないとする結論に至ったのである。したがって、本件はたしかに禁反言の適用否認の事例ではあるけれども、禁反言の適用枠組み（適用要件ないしその基準）が大まかにではあれ示されたことは注目に値するというべきであり、また、この枠組みに準拠して本事案における禁反言適用の可否が検討されたことに鑑みるならば、それが国際法上適用可能な法概念として観念されていたことは明らかであるとみなくてはならない⁽¹⁸⁾。

他方、公債保有人を代表してフランスが外交的保護に乗り出すのに相当期間を要したとされる点については、裁判所は以下の諸点を評価した。すなわち、本件紛争の主題に関連する行為が行われた時期が歴史上の動乱期（1919-1925年）であったこと、大多数の個人債権者は外国政府に対して無力な態度しかとれなかったこと、価値の下落した紙幣での支払いに対して個人が抗議を提起することは期待しえないように思われるのは当然であったこと、そして、債権者の利益を整理しフランス政府にこの問題への関心を抱かせるには時間が必要であったこと、である⁽¹⁹⁾。このような状況の下にあっては、債権者の「座して待つ」という態度は、そもそも債権者の権利を放棄（Verzicht）したものとはみなしえないであろう⁽²⁰⁾。

また上記判決は、禁反言の法的効果が「権利の喪失」を生ぜしめるものだとしている。本件の口頭弁論において、セルビアの代理人デベツは「『禁反言の法（law of estoppel）』によって、…フランス政府の提訴に対する訴訟不受理の抗弁（une exception de non-recevabilité）を申し立てることが可能となる」⁽²¹⁾旨を主張したが、上記にいう「権利の喪失」が単なる訴訟上の抗弁すなわち手続法規として述べられたものなのか、それとも、公債保有人の債権そのものの失効（Verwirkung）すなわち実体法規を意味したものなのかは、判決の文言からは必ずしも明らかではない。しかしこの点、判決は関係国（フランス）の裁判外での事後的な態度を考慮に入れており、そのことからすると、本判決は禁反言を実体法の観点から検討したと解することが可能である⁽²²⁾。

以上にみたように、上記の判断は国際法上適用されるべき禁反言の構成要素を相当程度明確に述べており、そこで焦点が当てられているのは学説が主張するところの「狭義の禁反言」にはかならない。PCIJ以前の国際仲裁裁判所においても、「狭義の禁反言」の萌芽

的形態を示唆する裁判例がみられなかったわけではないが⁽²³⁾、「セルビア公債事件」判決はこの類型の禁反言に特有の3つの構成要素すべてに一応の言及を行っていることが注目されるのであり、その限りにおいて、国際仲裁裁判所での判断よりもいっそう洗練された定式で「狭義の禁反言」を観念したということができるであろう。かくして、PCIJの裁判例における禁反言について考察する場合、同裁判所が同定する禁反言はこの法概念の狭義の類型であり、本判決が有するリーディング・ケースとしての地位もそのような意味において理解されなくてはならないのである。

2. その他の裁判例における禁反言をめぐる議論

PCIJの裁判例において、多数意見が禁反言に明示的に言及し且つその構成要素を明らかにしたのが前記「セルビア公債事件」判決一件を数えるのみであることから、禁反言の用語への明示的言及を欠きつつもその適用性の認定につき議論を惹起しているその他の裁判例の解釈に際しては、同判決が示した禁反言の適用枠組みが重要な指針を提供することとなる。ここでは、この種の裁判例として議論の対象とされることの多い3つの事案を取り上げ、それらが「セルビア公債事件」判決によって示された厳密な意味での禁反言との関連でいかなる示唆を与えるものであるのかを検討することとしよう。

(1) 「ホルジョウ工場賠償請求事件」管轄権判決(1927年)⁽²⁴⁾

① 事件の概要

第一次世界大戦後、ヴェルサイユ条約に基づく住民投票により上部シレジアの一部はドイツからポーランドへ割譲され、これに伴う諸問題を処理するため、1922年5月15日にドイツ＝ポーランド間でジュネーヴ条約が締結された。同条約第6条は、明文の定めのある場合を除き、ポーランドはドイツ人およびドイツ人の経営する会社の財産、権利および利益を収容することができない旨を規定していた。本件は、ポーランドがヴェルサイユ条約第256条に基づき制定した、自国領域内のドイツの財産および所有物の譲渡を受ける旨の国内法に従い、上部シレジア地域にあるホルジョウの窒素工場をドイツの国有財産として収用したことに端を発するものである。

上記のポーランドの措置をジュネーヴ条約違反と判断したドイツは、1925年5月15日に本件をPCIJに提訴した。これに対して、ポーランドは本件に対する裁判所の管轄権および受理可能性を争ったが、裁判所はポーランドの主張を認めず、1925年8月25日の管轄権

判決（判決番号に従い第6判決という。以下、同様に表記する）において本件を受理可能と判断したうえで、1926年5月25日の本案判決（第7判決）において、ポーランドの措置がジュネーヴ条約違反に該当する旨を判示した（以上、「ポーランド領上部シレジアのドイツ人権益事件」）⁽²⁵⁾。その結果、上記ジュネーヴ条約違反から生じた損害の賠償をめぐる両国間で交渉が進められたがこれがまとまらず、ドイツは再度賠償の支払を求める請求をPCIJに提訴した。裁判所は、1927年7月26日の賠償請求に係る管轄権判決（第8判決）でポーランドの先決的抗弁を退けたうえで、1929年9月13日の本案判決（第13判決）において、ほぼドイツの請求に沿う判断を下した。

② 裁判所の判断

以上のように、上部シレジアにおけるドイツ人の権益に関する紛争にまでその起源を遡る一連のホルジョウ工場をめぐる諸事件の全体像⁽²⁶⁾はいささか複雑なものであるが⁽²⁷⁾、禁反言との関連で注目を集める判断が下されたのは、上記第8判決（ドイツの賠償請求に係る管轄権判決）においてであった⁽²⁸⁾。該当の判断は、以下のとおりである。

「…一方の当事者が法に違反する行為により他方の当事者に義務を履行することを妨げ、またその当事者に開かれていた裁判所に訴えることを妨げたとすれば、第一の当事者が第二の当事者に、当該義務を履行せず、また救済手段を利用しなかった事実をもって対抗しえないことは、国際仲裁裁判所ならびに国内裁判所の判決によって一般に承認された原則である。」⁽²⁹⁾

③ 裁判所の法的推論の分析

(a) 禁反言の適用肯定論

上記判決が主張するところは、しばしば、「何人も自己の違法な行為によって利得するを得ず（*nullus commodum capere potest de sua injuria*）」⁽³⁰⁾とするローマ法格言によって表明された考え方を意味したものとみなされる⁽³¹⁾。また皆川洸によれば、「一般に、国は他国を害してそれ自身の矛盾により利得することを許されるべきでないし、その矛盾が違法行為であるときはなおさらである」とされる⁽³²⁾。そして、このような考え方が国際法上の禁反言を示唆したものだと解する立場は決して少なくない⁽³³⁾。たとえば、後にICJが「平和条約の解釈に関する事件」（1950年）を審理した際、イギリスは禁反言の原則の適用が上記「ホルジョウ工場事件」判決中に見出されると述べ⁽³⁴⁾、この判断が「平和条約の解釈に関する事件」で提起された問題を解決するうえでの基礎になることを示唆

したのであった⁽³⁵⁾。イギリスの代理人を務めたフィッツモーリスは次のように述べた。

「関連を有するのは、実際にはイギリス法上禁反言として知られている原則の適用(あるいは、フランス語のプレクルージョン (préclusion) に相当すると考えられる用語の使用)であり、国際裁判所は、この原則に対してしばしば効果を付与してきたのである。」⁽³⁶⁾

本件の勧告的意見は、禁反言に関する論点を提起することなく、イギリスの主張(自国委員の任命の拒否によって条約委員会の不成立をもたらすような解釈は認められるべきではないとする、いわゆる条約解釈の実効性の原則の援用)を退けた⁽³⁷⁾。ただ、リード裁判官が述べた反対意見は、上記「ホルジョウ工場事件」判決を明示的に引用しつつ、且つ、同判決の推論を禁反言に引きつけながら、先のイギリスの主張にほぼ則した議論を展開するものであった。

「もし義務を履行しなかった政府が条約委員会において抗弁を提起したならば、同委員会は現行の国際法を適用し、このような政府が自らの違法行為から利益を獲得させるようにすることを拒絶しなければならない。もしこの政府が国際司法裁判所での訴訟において抗弁を提起したならば、本裁判所は、立法機関ではない以上現行の諸原則を適用し、義務を履行しなかった政府がその主張を支持するために自らの条約違反を主張することが禁じられる (…it [sc. the defaulting government] was estopped from alleging its own treaty violation…/ …en vertu d'un «estoppel» le défaillant n'est pas recevable à faire valoir, …l'infraction au traité commise par lui) 旨を認定しなければならない。…

この問題に関する法については疑問の余地はありえない。かかる問題は、常設国際司法裁判所の第8判決(『ホルジョウ工場賠償請求事件』管轄権判決、Series A, No.9, p.31)において解決された。これら二つの事件を原則として区別すべきことを根拠づけるいかなる理由も、また、同事件[ホルジョウ工場事件：引用者注]において採用され適用された法原則の拒絶を正当化することとなるいかなる理由も、提起されてこなかった。」⁽³⁸⁾

上記リード裁判官と類似の観点に立脚するシュタインとブットラーも、「ホルジョウ工場事件」判決において承認されたのは *venire contra factum proprium* の抗弁、すなわち、

「自分の捺印証書に反して行動すること」の禁止であり、いわゆる禁反言の原則の効果もこれと同様であるとみる。これによって、国家は、その態度を通じて生ぜしめ且つ他国が信義誠実に従って信頼しえたところの期待に拘束されるのであり、その結果として、事後の、その言明に矛盾するようなこの国の請求からは、いかなる損害 (Schaden) も生じてはならないとされるのである⁽³⁹⁾。またアメラシングも、本判決では、一方の国が他方の国にある行動をとるように仕向け、その結果後者の国が不利益を被るような場合に、前者が後者を利することを許さないとする考え方が表明されたとみており、これを禁反言の適用だとみなしている⁽⁴⁰⁾。

(b) 禁反言の適用肯定論の問題点

上記のような適用肯定論に対しては、なによりも、判決文が禁反言の用語になんら明示的な言及を行っていないことの問題性が指摘されよう⁽⁴¹⁾。さらに、要件論の観点からみても、非難の対象とされるべき国（本件では、被告ポーランド）の行動が前記「セルビア公債事件」判決において定式化された禁反言の要件（明白な表示、表示を信頼した側の国に生ずる不利益）を充足するものであったかどうか、判決文の言明をみる限りかかる構成要素を検討した痕跡は甚だ不明瞭である⁽⁴²⁾。とりわけ、「狭義の禁反言」のもっとも重要な要素とされる「利益／不利益要件」については、判決文自体からはこれを直接に読み取ることとはできず、シュタインとブットラーが述べるような「損害（あるいは不利益：Shaden）」が他方の国に生じていなくてはならないとするような解釈を上記の一節から導き出すことは困難だといわなくてはならない。

上記の判断が述べているのは、より一般化していうと「相手方の条約義務履行を妨げた当事国は、その不履行を相手方に対して援用することはできない」⁽⁴³⁾とする考え方であり、それは、「自ら不法に関与した者には裁判所の救済を与えない」とする、いわゆる「クリーン・ハンズ (clean hands) の原則」とその基本理念を共有するものであるように思われる⁽⁴⁴⁾。さらに、同原則を支える基本観念は、「広義の禁反言」のそれとパラレルの関係に位置づけられるものとみなしえよう⁽⁴⁵⁾。このような把握は、「平和条約の解釈に関する事件」において本判決を引いたフィッツモーリスが、そこでの禁反言の実相を一連の先例に照らしつつ「準禁反言 (*quasi-estoppel*)」だと称したように⁽⁴⁶⁾、一歩引いた形でこの法概念を規定した解釈態度によっても例証されるように思うのである⁽⁴⁷⁾。

かくして、本判決において適用があったとされる禁反言の実像は、いわゆる「広義の禁反言」の基本観念から推論されるところの「クリーン・ハンズの原則」ないし（その呼称のいかんはともかく）これと類似の法原則をその根底に据えたものとみなしうるので

あって、前記「セルビア公債事件」判決において確認された禁反言（狭義の類型）とは異なるものだとみなくてはならない。そのような意味において、本判決では、禁反言（狭義の類型）の適用はなかったものと解さなくてはならないであろう⁽⁴⁸⁾。

（２）「東部グリーンランドの法的地位に関する事件」判決（1933年）⁽⁴⁹⁾

本判決は、PCIJの裁判例の中で、禁反言の適用性につきもっとも多くの議論を惹起した事案であるといつてよい⁽⁵⁰⁾。禁反言の適用性をめぐる本判決の判例解釈は、今日においてもなお議論の一致を見るに至っていない。その理由のひとつは、訴訟当事国のいずれもが禁反言を根拠とする主張を展開したにもかかわらず、多数意見がこの用語に一切言及しなかった点に求められるのではないと思われる⁽⁵¹⁾。

① 事件の概要

デンマークは、グリーンランドの全域に対して自国の政治的および経済的利益を拡張すべく、多年にわたり、利害関係を有する主要な大国からグリーンランドに対するデンマークの主権の承認を獲得することを切望していた。かくしてデンマークは、1919年にオスロ駐在公使を通じて、ノルウェー外相イーレンから、グリーンランドにおけるデンマークの主権の拡張につき困難がない旨の言質を得ようと試みたのである。この試みに対して、同年7月22日イーレン外相は、ノルウェー政府としてはこの問題の解決にあたり困難を生じない旨を回答した（イーレン宣言）。ところが、1931年7月10日の議会決議によって、ノルウェー政府は東部グリーンランド地域に対し占領を行う旨を表明したことから、デンマークとの間にグリーンランドの当該区域に対する主権の帰属をめぐる紛争が生じることとなったのである。

② 当事国の主張

デンマークは、イーレン外相によって付与された保証（前記「イーレン宣言」）は直接にノルウェーを拘束するものであり、さらに、そのような保証は従前のノルウェーの態度とも一致する旨を主張した⁽⁵²⁾。

これに対してノルウェーは、デンマークが有する主権はグリーンランド南東部地域の入植地の一部に限られると主張したのであるが⁽⁵³⁾、この主張を支持するために援用されたのが禁反言であった。すなわちノルウェーによれば、デンマークは従前から、とりわけノルウェー政府との関係においてグリーンランド全域に対する主権をもたないことを認め、また、他の大国にもそのような推測に基づく行動を生ぜしめたとされるのであり、そうであ

る以上、今になってデンマークが同地域に対する主権の保有を自由に主張しうるとする態度をとることは、禁反言の原則に照らして許されない旨を示唆したのである⁽⁵⁴⁾。

デンマークは、禁反言の厳格な定義を支持する観点からノルウェーによる禁反言の援用（それは、「広義の禁反言」の主張と解される⁽⁵⁵⁾）を批判しつつ、むしろ禁反言を援用する資格を有するのはデンマークであるとして、次のように反論した。

「ノルウェーが禁反言の規則（[l]a règle de l'estoppel）をデンマークに対して援用することは正当化されえない。デンマーク政府は、ノルウェーに対して、グリーンランドの一部が無主地であるという観点を決して採用してこなかったからである。むしろ逆に、デンマークはノルウェーに対してこの規則を援用する。ノルウェーは長期間にわたり、グリーンランド全域に対するデンマークの主権を幾度も承認してきたし、この承認の代償としてデンマークから利益を獲得したからである。かくしてノルウェーは、この承認をもはや取り消すことができない。」⁽⁵⁶⁾

このようにデンマークは、ノルウェーに対して「狭義の禁反言」を援用しつつ、本件においてその適用条件の充足を示そうと試みるのである⁽⁵⁷⁾。

「デンマークとしては、目下の訴訟において、禁反言の原則の適用に反対すべき理由は何ら存在しない。むしろデンマークは、この原則をノルウェーに対して明示的に援用する。なぜなら、ノルウェーは、デンマークによるグリーンランドの保有を100年以上もの間黙認した（acquiescé）後に、このような保有に対して突然に異議を提起することは、いまや認められないからである。さらにノルウェーは、グリーンランド全域に対するデンマークの主権を明示的に承認しただけではない。ノルウェーは、この承認と引き換えに代償を得たのである。ノルウェーは、当該の承認を付与することによって、デンマーク政府がノルウェーに有利となるようないくつかの行為を行うように仕向けた。もしもそのような承認がなければ、デンマークはそうすること〔ノルウェーに対して代償を与えること：引用者補足〕は決してなかったであろう。かくして、1814年のキール条約以降における共通の債務の解決に関する折衝において、ノルウェーは、グリーンランドに対する請求の完全なる放棄と引き換えに、ノルウェーが負うこの債務のきわめて著しい縮減を獲得したのである。ノルウェーはまた、1919年に外交機関が付与した別の承認によって、デンマークがノルウェーによるスピッツベルゲンの取得を支持するという利益を獲得した。そういうわけで、禁反言の規則の適

用により、ノルウェーはデンマークがグリーンランドの全域に対して主権を有することを承認すべき義務を負うのであり、ノルウェーが7月10日に行った占領宣言は「デンマークの主権に対する：引用者補足」違法な侵害を構成する結果となるのである。」⁽⁵⁸⁾

これに対して、ノルウェーは、デンマークが国際法における禁反言規則の適用可能性を認めたことに満足しつつも、デンマークはノルウェーがこの点に関して提起した理論的考察を誤解していると主張する。すなわち、仮にこの規則の狭義の概念 (*une conception restrictive de cette règle*) が支持されるとしても、デンマークがノルウェーに対して援用した禁反言の構成要素は充足されないばかりか⁽⁵⁹⁾、この種の禁反言がノルウェーの側に有利に作用することを示そうと試みるのである⁽⁶⁰⁾。

本件の口頭手続において、デンマークの代理人を務めたシャルル・ドウ・ヴィッシエール⁽⁶¹⁾は、訴権の喪失または英米法における禁反言理論の援用を支持するためにノルウェーが依拠した諸事実を検討しつつ、以下のように述べた。すなわち、ノルウェー人猟師が東部グリーンランドにおいて狩猟という純粋に私人としての活動を行ってきたという事実が、主権の主張という点でデンマークの権利の喪失という結果を生ぜしめるとの申立ては、明らかに誤ったものである。デンマークの見解では、この点に関する同国政府の消極的態度および不作為の理由は、関連する行為が純粋に私人としての活動であったという点において、何らデンマークの主権を侵害するとはみなしえないからである。さらに、国際法における訴権の喪失または禁反言の理論 (*la théorie de la forclusion ou de l'estoppel en droit international*) が本件において適用可能であることは事実だとしても、それは、次の点でノルウェー政府がこの原則に付与したのとはまったく異なる形で適用されるのである⁽⁶²⁾。すなわち、ノルウェーはその行為によって、グリーンランドに対しては関心をもたないという約因に相当する譲歩を引き出させるようデンマークに決意させたのであり、これこそが英米法における禁反言の適用を正当化ならしめること⁽⁶³⁾、そして、グリーンランド問題をめぐるデンマークに対するノルウェーの態度と、ノルウェーがその代償として獲得した利益および譲歩との間には緊密な連関が存在するということである⁽⁶⁴⁾。かくしてドウ・ヴィッシエールは、禁反言の原則がノルウェーに対し適用されることは明らかであり、衡平の基本観念によって、ノルウェーは自らが承認した主権を争うことができないと結論づける。かかる承認の代償として、ノルウェーは大きな利益を獲得したからである⁽⁶⁵⁾。

③ 裁判所の判断

裁判所はまず、禁反言に基づくノルウェーの主張が以下のようなものであったことを確認する。

「ノルウェー側からは、デンマークがグリーンランドにおける同国の地位について承認を獲得するためにさまざまな大国に働きかけた、1915年から1921年までの同国の態度は、グリーンランドの全域に対する主権をすでに取得しているとする主張とは矛盾し、それゆえデンマークは、今になってこの地域全体に対して長期間にわたる主権を確立したと主張することは禁じられる（estopped/ empêché）と主張された。」⁽⁶⁶⁾

裁判所は、入植初期の頃からのグリーンランドにおけるデンマークの態度を詳細に検討した後に、以下のように述べて、上記のノルウェーの主張を退けたのであった。

「ノルウェーとデンマークの分離を生ぜしめ、1819年9月1日の条約第9条において具体化されたさまざまな約束によって、ノルウェーはグリーンランド全域に対するデンマークの主権を承認したのであるから、ノルウェーがこの地域の一部を占領することはできないと裁判所は判示する。

グリーンランドに対するデンマークの主権を承認することとなる、ノルウェーによる第二の一連の約束は、ノルウェーがデンマークと締結したさまざまな二国間協定、および、デンマークおよびノルウェーの両国が当事国となっているさまざまな多数国間協定によって付与される。これら関連の諸協定においては、グリーンランドがデンマークの植民地として、または、デンマークの一部を構成するものとして記述されているか、もしくは、デンマークがグリーンランドを当該協定の適用から排除することを認められているからである。

…ノルウェーは、自らを拘束する二国間および多数国間の条約を受諾するに当たり、グリーンランドの全体がデンマーク領であることを承認するとした点を再確認した。かくしてノルウェーは、グリーンランドの全土に対するデンマークの主権を争うことが、したがって同地域を占領し続けることが妨げられる（she has debarred herself from contesting Danish sovereignty…/ …réaffirmation qui exclut une contestation de la souveraineté danoise）のである。」⁽⁶⁷⁾（判旨一）

裁判所は、「イーレン宣言」に対しても次のように述べて法的効果を付与したのであった。

「この約束は無条件であり且つ確定的なものであった。それは、ノルウェーの閣僚によってそのように理解されたし、…それは、デンマーク公使がイーレン宣言を理解したのと同趣旨のものであった。…1919年7月22日のイーレン宣言に関連する約束(undertaking)の結果として、ノルウェーは、グリーンランドの全域に対するデンマークの主権を争うことを控えるべき義務を負うのであるから、ノルウェーがグリーンランドの一部を占領することを控える義務を負うべきことは、なおさらである。」⁽⁶⁸⁾(判旨二)

④ 裁判所の法的推論の分析

以上のように、本件では訴訟当事国が双方ともにそれぞれ二つの種類の禁反言に立脚する議論を展開したのであるが⁽⁶⁹⁾、判決は禁反言について何ら具体的な判断を示すことはなかった。しかしこのことが逆に、本判決の法的推論が禁反言の適用を肯定したものであるのかどうかという点をめぐって大きな議論を生ぜしめることとなるのである。以下では、本判決をめぐる禁反言の適用肯定論およびその問題点を概観しつつ、いずれの立場が妥当であるのかを見極めることとしたい。

(a) 禁反言の適用肯定論

判決文自体には「禁反言」という用語こそ登場してはいないものの、その法的推論が「矛盾禁止の原則」ないし「(矛盾)排除の原則」を適用したとみて、これを実質的な意味での禁反言の適用だと解する立場⁽⁷⁰⁾は、決して少なくない。たとえばワグナーは、多数意見が禁反言への明示的な言及を欠いていたとしても、本判決が禁反言理論を論ずる際の伝統的な出発点になるといい⁽⁷¹⁾、またジェンクスも、いく分控えめな表現ながらも本判決を禁反言の適用事例に数える態度をとる⁽⁷²⁾。他方、ルイは禁反言の構成要素を厳格に解する論者(「狭義の禁反言」の支持者)と目されるところ、本判決は前記「セルビア公債事件」判決とならび、PCIJ 期における禁反言適用の先例だとみなすのである⁽⁷³⁾。さらにマックネアにいたっては、「[上記「判旨一」を引用したうえで：引用者補足]これを禁反言と呼ぶのでないとすれば、他の呼称を見つけなくてはならない」とまでいい切るほどである⁽⁷⁴⁾。

いまひとつ、本判決における禁反言の適用性は「イーレン宣言」をめぐっても提起される。たとえば東寿太郎が、「判決は、イーレン宣言が、明確にして多義的でない陳述であり、このような行為、すなわち事実状態の表示は禁反言を構成すると判示した」と述べるのは、その例である⁽⁷⁵⁾。またキャロも、「ある種の一方的行為[イーレン宣言：引用者注]が、ある状況または権利に対する公式の承認(reconnaissance formelle)に相当するものであ

ると分析されうる場合には、関係国〔ノルウェー：引用者注〕は、事後において、この権利またはこの状況の存在を争うことが禁じられることとなる。禁反言の効果（*effet d'estoppel*）が、ここでも、『準備を怠った』国（l'Etat «maladroit»）に不利益となるように作用する」と述べて、「イーレン宣言」の拘束力の基礎を禁反言に求めるのである⁽⁷⁶⁾。

(b) 禁反言の適用肯定論の問題点

以上のような適用肯定論の解釈根拠は奈辺に求められるのであろうか。学説を仔細に検討してみると、本件での禁反言適用を肯定する論者の多くがいわゆる「承認ないし黙認の禁反言効果説（*thèse de «l'estoppel-effet de la reconnaissance ou l'acquiescement»*）」⁽⁷⁷⁾にきわめて酷似した議論を構築していることに気づかされるのである。この立場は、承認（または黙認）の法的効果は禁反言を創造するとか⁽⁷⁸⁾、禁反言は黙認のコロラリーであると説いて⁽⁷⁹⁾、承認や黙認の法的効果を禁反言により説明しようとする点に特徴が認められる。すなわちこの立場に従えば、国際裁判所が禁反言を正面から認めたかどうかは判然としないようなケースであっても、少なくとも承認や黙認に関する判断があったとみなされる場合には、承認ないし黙認を媒介させることにより禁反言の適用があったとする推論を導くことが可能となるのである⁽⁸⁰⁾。

しかしながら、この議論は禁反言の法原則および承認の法制度としての自律性を閑却し、両者の法的効果がすでに行われた行為の撤回不可能性を述べるという、法適用の帰結面での類似性にのみ着眼したに過ぎないものであり、禁反言と承認とを混同したものであるという理論上の難点をはらんでいることに注意しなくてはならない。「判旨一」に照らしていうならば、その法的推論の核心は、グリーンランド全域に対するデンマークの領有権をノルウェーが承認したという点に求められるのであって、それ以上にこの文脈において禁反言を援用する実益は見出しがたいといわなくてはならない。それにもかかわらず、かかる承認の法的効果をことさらに禁反言を用いて説明することは、単に蛇足というにとどまらず、禁反言の法原則としての独自性、さらには、国際法上の一方的行為としての承認制度の自律性を正しく認識したものとならない点で法理論上も不合理である⁽⁸¹⁾。

かくして、本件においてデンマークの主張が容れられたのは、ノルウェーの側に、グリーンランド全域に対するデンマークの領有権主張を承認していたことが認定されたからであって、少なくとも「判旨一」の法的推論上、禁反言の適用があったとみなすことは困難であるといわなくてはならない。「判旨一」において述べられた「妨げられる（*debarred*）」という曖昧な表現は、デンマークが主張した禁反言理論を裁判所なりに受け止めたことを示唆するように読み取れなくもないが、判決は、ノルウェーの表示を信頼することによっ

てデンマークが被った不利益のいかんというような、「狭義の禁反言」に固有の要件を何ら議論していない点を見落とすわけにはいかないであろう⁽⁸²⁾。

次に、「イーレン宣言」の拘束力の基礎を禁反言で読み解こうとする解釈論については、これをどのように評価しうるであろうか⁽⁸³⁾。上記「判旨二」の判断に先立ち、裁判所は、「イーレン宣言」がグリーンランドにおけるデンマークの既存の主権を承認したものであるとするデンマークの主張を退けつつ、それは、ノルウェー自身の将来の政策にかかわる声明だとする判断を下した⁽⁸⁴⁾。他方、「イーレン宣言」がこれを表示した当事国（ノルウェー）にとって拘束力のある法的義務を設定する一方的宣言（自己規律的な一方的行為；*actes unilatéraux autonormateur*）⁽⁸⁵⁾に相当するものとみなされるためには、相手国（デンマーク）がこの宣言の内容を信頼してその立場を変えたとか、この宣言に依拠して措置をとるなど、当該宣言に外在する諸事情（*extraneous considerations*）が考慮される必要がある⁽⁸⁶⁾。しかし「判旨二」は、これらの諸事情に照らした具体的な検討にまでは踏み込んでいない⁽⁸⁷⁾。むしろ裁判所は、「スピッツベルゲン問題におけるデンマークの態度とグリーンランド問題におけるノルウェーの態度が、デンマークにおいては相互依存的なものの（*interdependent*）だとみなされていたことは明らかである」⁽⁸⁸⁾とし、「イーレン宣言」については、「外務大臣がその名において語っていたノルウェー政府の肯定的回答に鑑みると、双務的約定（*bilateral engagement*）を創設したであろう」⁽⁸⁹⁾とさえ述べている。この点、「拘束性があるものと認定される一方的宣言であっても、他の要請または照会に応じて確認・保証のために行われた約束（*assurance, promesses-confirmations*）については、相互間の合意という連結が必要であるとしてその一方的行為としての性格を否定する学説も少なくない」⁽⁹⁰⁾とする指摘がなされていることにも注意を要しよう。そうすると、「イーレン宣言は、デンマークの外交措置（*Demarche*）に対する回答であり、一方的行為ではないとして、その拘束性の根拠を両国間の実質的な合意に求める考え」⁽⁹¹⁾の方が、むしろ説得力をもつように思われる⁽⁹²⁾。とりわけ、同宣言をめぐる関連事情として裁判所が重視したのが、両国の「相互依存性」であったことを無視するわけにはいかないであろう。さらに判決は、「たとえこのような相互依存性が…確立されたともみなされないとしても、デンマークがノルウェーに求めていたことが…、スピッツベルゲン問題でデンマークが譲歩する用意を示していたこと…に相応するものであったことはほとんど否定されない」⁽⁹³⁾と述べた。この一節からは、一方（デンマーク）の提案（スピッツベルゲン問題の解決につきノルウェーの意向に反対しないとの条件提示）に対する他方（ノルウェー）の応諾、すなわち、両国間で展開された外交交渉（*négociations entre deux pays…s'étaient déroulées*）の一端を垣間見るのであり⁽⁹⁴⁾、その帰結がデンマーク公使とノ

ルウェー外相イーレンとの間でなされた口頭での合意として存在することとなったのである⁽⁹⁵⁾。ゆえに「判旨二」は、実質的には、「イーレン宣言」の合意的性格を肯定したものと解するのが相当である⁽⁹⁶⁾。

(c) 小 括

このように、本判決がグリーンランド全域に対するデンマークの主権を容認し、これを争うノルウェーの抗弁を退けたのは、過去におけるノルウェーの行為が係争領域に対するデンマークの主権を承認したものと認定された点（判旨一）、および、両国の「相互依存的関係」を背景とした口頭による合意の形成を確認した点（判旨二）に求められると解される。これらの判断はいずれも意思主義に収斂するものであり、それゆえに、かかる判断中に禁反言が介在する余地を認めることは困難だといわなくてはならない⁽⁹⁷⁾。両当事国が訴訟手続において援用した禁反言の主張が判決において正面から考慮されることがなかったのは、以上のような法的推論が先行したためであり、且つ、それをもって十分だと考えられたからであろう⁽⁹⁸⁾。したがって、本件を禁反言の適用事例だとみなす立場は、いずれにしても正しい理解に立脚したものではないといわなくてはならない。

(3) 「ミューズ川の引水に関する事件」判決（1937年）⁽⁹⁹⁾

① 事件の概要および当事国の主張

本件は、ミューズ川からの引水をめぐり、オランダおよびベルギーの双方が、「航行および灌漑用の運河の給水のためにミューズ川からの引水を規律する制度を永続的且つ明確に創設する」ために締結された1863年5月12日の両国間の条約違反を争った事案である。すなわちオランダは、ベルギーがすでに着工したベルギーの運河および灌漑施設の建設が当該条約の下で負う国際的な義務に違反するとの申立てを提起したのに対し、この提訴を受けて今度はベルギーが、オランダによって行われた同種の建設工事を当該条約に違反するものだとする反訴を提起したのである。

本件は、もっぱら上記条約の解釈および適用をめぐって争われたのだとみなされており⁽¹⁰⁰⁾、「一般的な国際法上の点にふれるところはないよう」⁽¹⁰¹⁾ だとして⁽¹⁰²⁾、禁反言研究者からもあまり注目を引くことのなかった事案であるが、本件の口頭手続においては、訴訟当事国の一方から禁反言に基づく主張が提起されていることを見落としてはならないであろう。すなわちオランダが、ベルギーは自国領域にある種の事業を企てることによってミューズ川の引水に関する制度について定めた1863年5月12日の条約に違反すると主張したのに対して、ベルギー側の代理人を務めたルールは、オランダのかつての行動と現在

の主張とが矛盾することを鋭く指摘しつつ、以下のように反論したのであった。

「英米法においてよく知られ、また他の国内法制においても知られている禁反言の原則によって、当初の行動から逸脱した者は事後においてその行動に回帰することを主張しえない。」⁽¹⁰³⁾

② 裁判所の判断

裁判所は、原告オランダの申立ても、また、反訴を提起したベルギーの申立てもすべて棄却したのであるが、オランダの主張を退ける過程で示された以下の判断には、しばし注意を要すると思われる。

「裁判所は、ベルギーの水門の場合をボッシュフェルトにおけるオランダの水門の場合と比較せずにはいられない。実際に、この二つのいずれも給水門をなすものではなくて、二つとも運河に水門の水を放出し、こうして、ツイト・ヴィレムスファールトにおける過量の水流を生じさせることなく、条約の定める給水門とは別の方法で、運河への給水に寄与するものである。こういう事情だから、裁判所は、オランダがみずから以前に範を垂れた水門の構築および操作を今日において批判する資格があるとは認めがたいと考える。」⁽¹⁰⁴⁾

③ 裁判所の法的推論の分析

(a) 禁反言の適用肯定論

上記判断は、もとより禁反言の用語への明示的な言及を含むものではないが、それにもかかわらず、これを前記「ホルジョウ工場事件」判決とまったく同趣旨に解し⁽¹⁰⁵⁾、実質的には禁反言を適用したものだとし読み解く立場が見受けられる。たとえばジェンクスは、禁反言を「衡平の所産 (the creature of equity)」、すなわち、国際法の平面で適用可能な「より広範な衡平概念 (the wider equitable conception)」だと捉えたうえで、上記判断においては禁反言という名称以外のすべてが適用された (it [sc. estoppel] has been... applied in all but name) と解している⁽¹⁰⁶⁾。

またコスケニエミは、オランダがかつてミューズ川の自国領域側に水門建築を行った以上、同河川のベルギー側の水門建築に異議を申し立てることはできないと判示された点に鑑み、この判断を「典型的な禁反言の状況 (a typical estoppel-situation)」に結び付けて考える立場に与するのであるが、この場合、本判決が念頭に置いたと考えられる「禁反言

の状況」とは、いわゆる「矛盾禁止の原則 (a principle of non-contradiction)」という、「より広い」意味での禁反言 (“wider” sense of estoppel) であったとみなしている。コスケニエミによれば、このような意味での禁反言は「実質的な正義 (material justice)」という言葉で言い換えられるものであり、それは、禁反言のより「技術的な」観念 (more “technical” notion [of estoppel]) とは区別されたものとして位置づけられるのである⁽¹⁰⁷⁾。

さらに、国際司法裁判所が扱った「核実験事件」(1974年)の個別意見において、グロ裁判官は、原告オーストラリアが一方でイギリスおよびアメリカの南太平洋における核実験を容認しておきながら、他方で被告フランスが行う同様の行為について違法性を主張する態度を「行動および法の『二重規準』(«double standard» de conduit et de droit)」に基づくものだと批判したのであるが、このとき同裁判官は、上記「ミューズ川の引水に関する事件」判決を引き合いに出しながら、そこで適用されたのは「矛盾することを主張する者は傾聴されず (*allegans contraria non audiendus est*)」の原則であると述べた⁽¹⁰⁸⁾。グロ裁判官は、この意見において禁反言という用語をこそ用いてはいないものの、かかる法格言は学説上いわゆる「矛盾禁止の原則」と同義的に用いられものであり、同時にそれが「広義の禁反言」の別称であることは、すでに指摘したとおりである⁽¹⁰⁹⁾。

(b) 禁反言の適用肯定論の問題点

適用肯定論によれば、本判決の法的推論は上記のごとくさまざまに読み解かれるのではあるが、それらはいずれにしても、実質的な意味での禁反言が適用されたとする判例解釈を主張するにとどまるものである。この点で、適用肯定論は、前記「セルビア公債事件」判決が提示した禁反言の枠組み(禁反言の構成要素)によって捕捉されうる議論を展開するものではなかったといわざるをえない。

裏を返していうと、適用肯定論は、多数意見において字義どおりの禁反言 (*estoppel eo nomine*) の適用がなかったことを自認するものであり、コスケニエミが告白しているように、本判決が適用したのは「禁反言のより『技術的な』観念」(いわゆる「狭義の禁反言」)とは異質の法観念であったと解するのが相当である。かくして適用肯定論は、はからずも「狭義の禁反言」の射程に収まりきらない法観念の実質を明らかにしようとする試みであったといえるのであり、そこで適用された法原則を衡平と称するか、矛盾禁止と称するか、クリーン・ハンズと称するかはともかくとして⁽¹¹⁰⁾、それらはすべからく「広義の禁反言」に収斂されるものであるということが出来る⁽¹¹¹⁾。

おわりに

以上に概観した PCIJ の裁判例における禁反言をめぐる議論が、「狭義の禁反言」と「広義の禁反言」との対立という学説の現況に対していかなる示唆を与えるものであるのかを述べて、本稿のむすびに代えることとしたい。

第一に、PCIJ の裁判例において、多数意見が明示的に禁反言の用語に言及し且つその適用枠組みを示唆したのは、「セルビア公債事件」判決一件を数えるのみである。そして同判決は、おぼろげながらも、禁反言が「表示要件」、「信頼要件」および「利益／不利益要件」の3つを構成要素として成り立つものであることを一応は提示したとみなしうる。このような捉え方は紛れもなく、学説が「狭義の禁反言」と称する類型に符合するものであり、その意味で、PCIJ において「禁反言」と呼称される法概念の実体は、「狭義の禁反言」として性質決定されうるものだということができるのである。

他方第二に、禁反言の適用につき議論のあるその他の裁判例のうち、もっとも議論の多かった「東部グリーンランドの法的地位に関する事件」判決については、その法的推論上「狭義の禁反言」を観念しえないことが明らかとなった。本論で検討したように、本判決の主要な法的推論は、グリーンランド全域に対するデンマーク主権のノルウェーによる承認行為の認定、および、「イーレン宣言」については口頭による両国間の合意形成と読み解くのが相当である。これに対して、「ホルジョウ工場事件」判決および「ミューズ川の引水に関する事件」判決が指定する法観念は、基本的に同一のものであったとみなしてよい。すなわち、判例解釈上は多様な法原則の適用可能性が指定されるところ、それらは実質的に、学説が主張するところの「広義の禁反言」に収斂するものにほかならない⁽¹¹²⁾。

以上の判例解釈に鑑みるならば、「セルビア公債事件」判決が「狭義の禁反言」の適用枠組みを示し、そしてまた、「ホルジョウ工場事件」判決および「ミューズ川の引水に関する事件」判決が（さらには、「東部グリーンランドの法的地位に関する事件」判決も含めて）「広義の禁反言」を実質的に適用した事案だというように、PCIJ の裁判例においては広狭両タイプの禁反言が截然とした棲み分けのうえに存立しているかのように読めなくもない。しかしながら、注意を要するのは、PCIJ が「禁反言」の用語を明示的に用い且つこれに法的実体を付与しているのは、あくまで、学説が主張するところの「狭義の禁反言」だということである。言い換えれば、「ホルジョウ工場事件」判決および「ミューズ川の引水に関する事件」判決において言及された法観念については、具体的な呼称はもとより、その構成要素についても何ら明確な指針は示されていない。これらの事件において裁判所が述べたのは、一方当事国の相矛盾する言動は容認されえないという、きわめて広

範な射程を有する一般的な法原則以上のものではなかったのである⁽¹¹³⁾。さらに、いまひとつ注意を要すると思われるのは、これら二つの裁判例において引用された判決の該当箇所は、いずれも判決主文を支える主要な法的推論を構成するものだとみなしえないということである⁽¹¹⁴⁾。そうすると、仮にこれら二つの判断中に「広義の禁反言」なる考え方を読み解くことが可能になるとしても、それは傍論の域を出るものではなく、その先例としての意義はいっそう制限的に捉えざるをえないであろう⁽¹¹⁵⁾。

こうして、PCIJ の裁判例において明らかとされた禁反言は、この法概念の狭義の類型であり、且つ、その唯一の先例は「セルビア公債事件」判決だと結論づけることができる。本件が禁反言の適用否認の事例であることは先述の通りであるが、そこで示された適用枠組み（構成要素）は、所与の PCIJ の裁判例が禁反言に相当する判断を含むか否かを見極めるにあたり第一義的に依拠されるべきものだという意味において、決定的な指針を提供している。本判決が PCIJ の裁判例における禁反言に関するリーディング・ケースだと評されるゆえんは、まさにこの点に求められるのである⁽¹¹⁶⁾。

注

- (1) 末延三次「英米法における禁反言」『英米法の研究 下』（東京大学出版会、1960年）699頁。禁反言の一般的な定義を挙げることは困難であり、その説明の仕方は論者によりさまざまである。
- (2) 後述の「セルビア公債事件」の口頭弁論においてセルビア側の代理人を務めたデベツは、「この原則〔禁反言：引用者注〕は、すべての諸国の国内法、国内判例そして裁判官の精神の中に見出されるものである」と述べた。Discours prononcés devant la Cour, deuxième partie (par M^e Devèze, représentant le gouvernement serbe-croate-slovène), *C. P. J. I. Série C*, n° 16-III, p.156.
- (3) たとえば、日本の租税法や行政法における禁反言の援用については、以下を参照。Fauvarque-Cosson, B. (dir.), *La confiance légitime et l'estoppel*, 2007, p.43. また、アメリカの刑事訴訟法における禁反言の援用については、以下を参照。Poulin, A. B., "Prosecution Use of Estoppel and Related Doctrines in Criminal Cases: Promoting Consistency, Tolerating Inconsistency", *Rutgers Law Review*, vol.64, no.2, 2012, pp.409ff.
- (4) Lauterpacht, H., *Private Law Sources and Analogies of International Law*, 1927, p.204; Menzel, E., "Estoppel-Prinzip", im Strupp, K. und Schlochauer, H-J (Hrsg.), *Wörterbuch des Völkerrechts*, Bd.1, 1960, S.441; Kolb, R., *La bonne foi en droit international public: contribution à l'étude des principes généraux de droit*, 2000, p.357.
- (5) Martin, A., *L'Estoppel en droit international public*, 1979, p.4, fn.9, pp.212-213; Brownlie, I., *Principles of Public International Law*, 7th ed., 2008, pp.152, 615.

- (6) 拙稿「禁反言の国際法への導入とその系譜」『中央ロージャーナル』第2号(2005年)60頁以下、とくに62-70頁を参照。
- (7) アルファロ裁判官は、より端的に、「矛盾禁止の原則としての禁反言 (estoppel as a principle of non-contradiction)」を觀念する。Separate Opinion of Vice-President Alfaro in Temple of Preah Vihear Case, *I. C. J. Reports 1962*, pp.39ff.
- (8) Dissenting Opinion of Sir Percy Spender in Temple of Preah Vihear Case, *I. C. J. Reports 1962*, pp.143-144 ; see also, Bowett, D. W., "Estoppel before International Tribunals and its Relation to Acquiescence", *B. Y. I. L. 1957*, vol.58, 1958, pp.188ff. ; Martin, *L'Estoppel en droit international public*, *supra* note (5), pp.139-172 et en particulier, pp.272ff.; Rousseau, Ch., *Droit international public*, tome-I, 1970, p.388; Kolb, *La bonne foi en droit international public*, *supra* note (4), pp.359ff.; Müller & Cottier, "Estoppel", in R. Wolfrum (ed.), *The Max Planck Encyclopedia of Public International Law*, 2008, online edition < <http://www.mpepil.com> >, para.1. (hereinafter cited as '*E. P. I. L.* (online)').
- (9) 拙稿「国際法における禁反言 —国際裁判例における要件論の展開—」『法学新報』第116巻第3・4号(柳井俊二先生古稀記念、2009年)375-379頁。
- (10) かかる作業は、国際仲裁裁判所における禁反言の展開を辿るというかつての試論(前掲注(6))を補完するとともに、ICJにおける禁反言の展開(前掲注(9))への橋渡しをなすことを企図している。その意味で、本稿での作業は、それ自体が全体として国際法における禁反言の歴史の変遷の一部を描くものである。
- (11) 判例解釈という手法をとる場合、検討対象の候補となるべき裁判例の裾野はいきおい広範なものになりがちである。ヴァレが指摘するように、禁反言の柔軟性 (la flexibilité de l'estoppel; pliability of estoppel) ないし伸張性 (étirement de l'estoppel) を信奉するシュヴァルツェンバーガーの著書においては、他の学者の書物におけるのとは比肩しえないほど頻繁に禁反言への言及がなされており、そこで引証される裁判例や国家実行もおびただしい数にのぼる。典型的な「広義の禁反言」論者であるシュヴァルツェンバーガーにあっては、禁反言がある種の万能薬 (panacée) に仕立て上げられているとみなされるのである。Schwarzenberger, G., *International Law as Applied by International Courts and Tribunals*, vol.II, 1968, pp.47-48, 96; *idem*, *A Manual of International Law*, 6th ed., 1976, pp.56, 63, 65, 70, 93, 97, 98, 128, 141, 153, 171-172, 234, 444-445; voir aussi, Vallée, Ch., "Quelques observations sur l'estoppel en droit des gens", *R. G. D. I. P.*, tome-77, 1973, pp.956-957.
- (12) Affaire concernant le paiement de divers emprunts serbes émis en France, *C.P. J. I. Série A*, n^{os} 20/21, 1929, pp.5ff. 本件における禁反言をめぐる議論状況については、以下を参照。Marek, K. *et al.*, *Répertoire des décisions et des documents de la procédure écrite et orale de la Cour permanente*

de Justice internationale et de la Cour internationale de Justice, publié sous la direction de Paul Guggenheim, 1967 (Série I, Cour permanente de Justice internationale 1922-1945, vol. 2, Les sources du droit international), pp. 992-997 (hereinafter cited as '*Répertoire Guggenheim*, vol.2').

- (13) *C. P. J. I. Série A*, nos 20/21, 1929, p.39; cf. Affaire relative au paiement, en or, des emprunts fédéraux brésiliens émis en France, *ibid.*, p.120.
- (14) 英米法上の原則としての禁反言については多様な類型把握がなされているところ、「国際法との関係において特に重要なものは表示による (by representation) 禁反言である。」東寿太郎「エストップベル」国際法学会 [編]『国際関係法辞典 [第2版]』(三省堂、2005年) 75頁。なお、イギリス法上の用語として単に「禁反言」と呼称する場合、それは「表示による禁反言 (estoppel by representation)」を指すものと解するのが通常である。岩本慧「商法における外観尊重とその限界 ―表見支配人を中心として―」『法学会誌』(関西大学法学会、1986年) 第31号23-24頁。
- (15) ブラウンによれば、本判決は、「ティノコ事件」仲裁判決と同様、「エクイティ上の禁反言 (equitable estoppel)」という英米法上の観念を適用した先例だとみなされる。「ティノコ事件」判決はこの観念を明示的に適用した事案であり、「セルビア公債事件」判決における禁反言の適用は黙示的であるという。Brown, C., "A Comparative and Critical Assessment of Estoppel in International Law", *University of Miami Law Review*, vol.50, 1996, p.388; see also, MacGibbon, I. C., "Estoppel in International Law", *I. C. L. Q.*, vol.7, 1958, p.485, fn.84; Müller, J-P., *Vertrauensschutz im Völkerrecht*, 1971, S.65; 拙稿「禁反言の国際法への導入とその系譜」前掲注(6)67-68頁を参照。
- (16) Müller, *Vertrauensschutz im Völkerrecht*, *supra* note (15), S.29.
- (17) 「狭義の禁反言」がイギリス法における「表示による禁反言」に範をとった制限的概念の流れを汲むものであることを克明に分析したマルタンの所論を参照。Martin, *L'Estoppel en droit international public*, *supra* note (5), *passim*.
- (18) Venturini, G., "La portée et les effets juridiques des attitudes et des actes unilatéraux des Etats", *R. C. A. D. I.*, 1964-II (tome-112), pp.370-371.
- (19) *C. P. J. I. Série A*, n^{os} 20/21, pp.38-39 (Affaire emprunts serbes), pp.119-120 (Affaire emprunts brésiliens).
- (20) *Vgl.* Müller, *Vertrauensschutz im Völkerrecht*, *supra* note (15), S.29.
- (21) デベツは、「禁反言の法」の意味内容について、「自らの捺印証書に反して行動することは許されず (*Non concedit venire contra factum proprium*)」のローマ法格言を引証しつつ、これに「自らの行為または行動に反する主張は禁じられる (Forbidden to speak against his own act or deed.)」とする英語の翻訳を充てている。Discours prononcés devant la Cour, deuxième partie (par M^e Devèze, représentant le gouvernement serbe-croate-slovène), *C. P. J. I. Série C*, n^o 16-III, p.157.

- (22) Müller, *Vertrauensschutz im Völkerrecht*, *supra* note (15), S.29; Kolb, *La bonne foi en droit international public*, *supra* note (4), p.384.
- (23) 拙稿「禁反言の国際法への導入とその系譜」前掲注(6)67-70頁。
- (24) Affaire relative à l'Usine de Chorzów (Demende en indemnité) (Compétence), arrêt n° 8, *C. P. J. I. Série A*, n° 9, 1927, pp.4ff.
- (25) Affaire relative à certains intérêts allemands en Haute-Silésie polonaise, *C. P. J. I. Série A*, n° 6, 1925 (Exceptions préliminaires); *ibid.*, no 7, 1926 (Fond).
- (26) 本件の全体像を俯瞰するものとして、以下を参照。Michel de la Grotte, "Les affaires traitées par la Cour permanente de Justice internationale pendant la période 1926-1928", *Revue de droit international et de législation comparée*, troisième série, tome- X, 1929, pp.229-265.
- (27) 本論で見たものの以外にも、「ホルジョウ工場事件」では、ドイツによる仮保全措置の指示要請（請求棄却, Affaire relative à l'Usine de Chorzów (indemnités), ordonnances du 21 novembre 1927, *C. P. J. I. Série A*, n° 12.）やポーランドによる第7、8判決に対する解釈請求（ドイツ勝訴, Interprétation des arrêts n°s 7 et 8 (Usine de Chorzów), *ibid.*, n° 13, 1927）が行われた。See also, Hartwig, M. & Seidl-Hohenveldern, I., "German Interests in Polish Upper Silesia Cases", *E. P. I. L.* (online), paras.1ff.
- (28) cf. *Répertoire Guggenheim*, vol.2, p.984.
- (29) *C. P. J. I. Série A*, n° 9, 1927, p.31.
- (30) この法格言を引用する山本草二によれば、本判決は、「国際違法行為に関する責任原則」を示したものだといなされる。山本草二『国際法 [新版]』（有斐閣、1994年）59頁。
- (31) Cheng, B., *General Principles of Law as Applied by International Courts and Tribunals*, 1953, pp.149-151; Fitzmaurice, G., *The Law and Procedure of the International Court of Justice*, vol.I, 1986, p.12.
- (32) 皆川は、国際司法裁判所が下した「スペイン国王仲裁裁定事件」判決（1960年）の法的推論の一部が本論にいう考え方を表明したものだとして解するのであるが、その先例上の根拠として、「ホルジョウ工場事件」判決の上記判断を引証している。皆川洸『国際法判例集』（有斐閣、1975年）634頁・注(4)。
- (33) Cavaré, L., "L'arrêt de la C.I.J. du 18 novembre 1960 et les moyens d'assurer exécution des sentences arbitrales", *Mélanges offerts à Henri Rolin: problèmes de droit des gens*, 1964, pp.240-242; Oraison, A., *L'erreur dans les traités*, 1972, p.161; cf. Meron, T., "Repudiation of *ultra vires* State Contracts and the International Responsibility of States", *I. C. L. Q.*, vol.6, 1957, p.286; Jenks, C. W., *The Prospects of International Adjudication*, 1964, p.415.
- (34) Written Statement of the Government of the United Kingdom, *I. C. J. Pleadings, Interpretation of*

Peace Treaties with Bulgaria, Hungary and Romania, pp.190-191, paras.29-30. なお、アメリカが提起した議論の中にも、イギリスのそれにおけるのと同趣旨の禁反言に関する観点が含まれていた。

Written Statement of the United States of America on Questions of III and IV Submitted to the International Court of Justice by the United Nations General Assembly in Resolution 294 (IV), dated October 22, 1949, *ibid.*, p.237.

- (35) 「平和条約の解釈に関する事件」における禁反言をめぐる議論状況については、以下を参照。Martin, *L'Estoppel en droit international public*, *supra* note (5), pp.82-84.
- (36) Statement by Mr. Fitzmaurice (Representing the United Kingdom Government), *I. C. J. Pleadings, Interpretation of Peace Treaties with Bulgaria, Hungary and Romania*, p.374.
- (37) 本件勧告的意見は、各当事国の委員が任命された後に第3の委員を任命することが平和条約の意図であり、一方の当事国の任命拒否によって条約委員会の創設が不可能になったからといって、2名構成の委員会を認めることは、本条約の文言と精神に反することとなり、許されないとする判断を下した。Interprétation des traités paix conclus avec la Bugarie, la Hongrie et Roumanie (deuxième phase), avis consultatif du 18 juillet 1950, *C. I. J. Recueil* 1950, p.228; 杉原高嶺「国際裁判と当事国の同意」松井芳郎〔編〕『判例国際法〔第2版〕』（東信堂、2006年）535頁。
- (38) Dissenting Opinion of Judge Read in Interpretation of Peace Treaties with Bulgaria, Hungary and Romania (Second Phase), *I. C. J. Reports* 1950, p.244.
- (39) Stein, T. und von Buttlar, Ch., *Völkerrecht*, 11 Aufl., 2005, S.58, para.163.
- (40) 但し、アメラシングによれば、本判決が指定するのは「広い意味での禁反言理論 ([t]he doctrine of estoppel in broad terms)」だとみなされる。Amerasinghe, C. F., *Local Remedies in International Law*, 2nd ed., 2004, p.276; voir aussi, Michel de la Grotte, *supra* note (26), p.247.
- (41) かかる指摘を行ったうえで、ルッソーは、禁反言の概念を支配する不明確さや、国際判例がこの概念に付与してきた解釈の画一性の欠如に鑑み、禁反言を法の一般原則だとみなす見解にさへ疑義を提起するのである。Rousseau, *Droit international public*, *supra* note (8), p.388; voir aussi, Dominicé, Ch., “A propos du principe de l'estoppel en droit des gens”, *Mélanges offert à Guggenheim*, 1968, p.361.
- (42) Vgl. Friede, W., “Das Estoppel-Prinzip im Völkerrecht”, *Zeitschrift für ausländisches öffentliches Recht und Völkerrecht*, Bd.5, 1935, S.525; Martin, *L'Estoppel en droit international public*, *supra* note (5), p.212.
- (43) 安藤仁介「ホルジョウ工場事件」『判例国際法』前掲注(37)447頁。
- (44) クリーン・ハンズ、すなわち、「汚れない手（の原則）」とは、「エクイティ裁判所に救済を求めに来る者は、その手が汚れていてはならない（He who comes into a court of equity must come with

- clean hands)」という法格言によって表現される原則である。田中英夫〔編〕『英米法辞典』（東京大学出版会、1991年）151頁（“clean hands”の項を参照）、*cf.* Lowe, V., *International Law*, 2007, p.87; *see also*, Schwebel, S. M., “Clean Hands, Principle”, *E. P. I. L.* (online), para.1.
- (45) 本判決が「禁反言のより広範な問題 (the wider issue of estoppel)」を扱ったものとみなすシュヴァルツェンバーガーの議論を参照。Schwarzenberger, G., *International Law as Applied by International Courts and Tribunals*, vol.I, 3rd. ed., 1957, p.610.
- (46) Statement by Mr. Fitzmaurice (Representing the United Kingdom Government), *I. C. J. Pleadings, Interpretation of Peace Treaties with Bulgaria, Hungary and Romania*, pp.374-375. [*italics added*] フィッツモーリスは、禁反言の原則が前記「セルビア公債事件」および後述の「東部グリーンランドの法的地位事件」において適用されなかったにもかかわらず、実際にこの原則がしばしば類似の分野において適用されてきたとして多数の先例を引用する。もっとも、その多くは禁反言への明示的言及を欠いていたことから、フィッツモーリスによれば、裁判所は「準禁反言ないし準プレクレーション (quasi-estoppel or préclusion) に基づいて」この原則を適用したとみなされるのである。
- (47) Martin, *L'Estoppel en droit international public*, *supra* note (5), pp.82, 84, 88, fn.105. なお、フィッツモーリスが「プレア・ビヘア寺院事件」（1962年）の個別意見において支持したのがいわゆる「狭義の禁反言」であったことも、本論のような捉え方を傍証することになると思われる。Separate Opinion of Sir Gerald Fitzmaurice in Temple of Preah Vihear Case, *I. C. J. Reports 1962*, pp.62-65.
- (48) Louis, J. V., “L'« Estoppel » devant la Cour internationale de Justice”, *Revue de droit international et de droit comparé*, tome-42, 1965, pp.225-226.
- (49) Legal Status of Eastern Greenland, Judgment of April 5th, 1933, *P. C. I. J. Series A/B*, No.53, pp.22ff. 本件における禁反言をめぐる議論状況については、以下を参照。*Répertoire Guggenheim*, vol.2, pp.1001-1013.
- (50) 本件における裁判所の「謎めいた判断」は、「国際法上の禁反言規則につきこの判断が答えた以上の疑問点を提起している。」Brown, “Estoppel in International Law”, *supra* note (15), p.390.
- (51) 本判決の英語正文は二箇所にわたり「禁じられる (estopped)」という表現を用いてはいるものの、それらはいずれも、判決の法的推論として述べられたものではなく、訴訟当事国の主張を再見したものである。ちなみに、この表現に対応する仏語訳文はいずれも “empêché” となっている。*P. C. I. J. Series A/B*, No.53, pp.45, 62.
- (52) Mémoire du Gouvernement danois, Statut juridique du Groënland oriental, *C. P. J. I. Série C*, n° 62, p.108. デンマークの申述書が特に主張したのは、以下の点であった。すなわち、19世紀の全般を通じて、また20世紀の初頭において、さまざまな条約、声明および行為によって示されるように、ノルウェーは、東部グリーンランドを含むグリーンランド全域に対するデンマークの完全な主権に対し

一切の異議申立てを行わなかったこと、ノルウェーが東部グリーンランドまたはそのいくつかの区域を無主地とみなす権利があると考えている旨を言葉の上でも行動の上でも決して示すことはなかったこと、むしろ、これとは逆にノルウェーは、機会あるごとに明示的または黙示的に、グリーンランド全域に対するデンマークの主権を承認していたということであった。

- (53) Contre-mémoire du Gouvernement norvégien, *ibid.*, p.470. ノルウェーはこの答弁書において以下の点を示そうと試みた。すなわち、グリーンランドに対するデンマークの主権は入植地に限定されることを認めたデンマークの高官、公的機関、国際法学者および政治家らのきわめて多数の声明が存在するということである。
- (54) 「英米の裁判所は、おそらく類似の事件において、禁反言の原則を適用し、訴訟手を停止してきたであろう。この原則が国際法においても同様に妥当することは認められている。」*Ibid.*, pp.489-490.
- (55) 事実、ノルウェーがその主張の根拠として引用する先例は、その多くが禁反言を広義に解するラウターパクトによって議論の対象とされたもの（*Lauterpacht, Private Law Sources and Analogies of International Law, supra note (4)* からの引用事例）であった。Contre-mémoire du Gouvernement norvégien, *C. P. J. I. Série C*, n° 62, pp.490-493; *cf.* Martin, *L'Estoppel en droit international public, supra note (5)*, pp.97-98.
- (56) Réplique du Gouvernement danois, *C. P. J. I. Série C*, n° 62, p.839.
- (57) *cf.* Martin, *L'Estoppel en droit international public, supra note (5)*, pp.98-99.
- (58) Réplique du Gouvernement danois, *C. P. J. I. Série C*, n° 62, pp.841-842.
- (59) Duplique du Gouvernement norvégien, *C. P. J. I. Série C*, n° 63, p.1326.
- (60) *Ibid.*, pp. 1324-1327. その意味では、ノルウェーも最終的にはデンマークが主張する「狭義の禁反言」に依拠したとみなしうる。*cf.* Martin, *L'Estoppel en droit international public, supra note (5)*, p.139, fn.300.
- (61) ドウ・ヴィッシェールは大陸法系の出身でありながら、英米法由来の禁反言が国際法の領域において適用可能であることにいち早く着目した学者のひとりであり、その慧眼は刮目に値する。*cf.* Couvreur, P., "Charles de Visscher and International Justice", *E. J. I. L.*, vol.11, 2000, pp.908, 921-922.
- (62) Exposé de M. le professeur De Visscher (Avocat et conseil du gouvernement danois), *C. P. J. I. Série C*, n° 66, pp.2869-2870. なお、ドウ・ヴィッシェールは、国際法における禁反言を法の一般原則に基礎づけている。
- (63) *Ibid.*, p.2870.
- (64) *Ibid.*, p.2871.
- (65) *Ibid.*
- (66) *P. C. I. J. Series A/B*, No.53, p.45.

- (67) *Ibid.*, pp.68-69.
- (68) *Ibid.*, p.73.
- (69) 被告ノルウェーが当初提起したのは禁反言の広義の類型に属する観念だと考えられるところ、同国がその後、原告デンマークの「狭義の禁反言」の主張を受けてこの種の禁反言に依拠することを否定しなかった点については、すでに述べた。前掲注(60)を参照。
- (70) *cf. Y. B. I. L. C. 1966*, vol.I, pp.105-106, para.93 (avis de M. de Luna).
- (71) Wagner, M. L., "Jurisdiction by Estoppel in the International Court of Justice", *California Law Review*, vol.74, 1986, p.1785.
- (72) Jenks, *The Prospects of International Adjudication*, *supra* note (33), p.541.
- (73) Louis, "L'«Estoppel» devant la Cour internationale de Justice", *supra* note (48), p.225.
- (74) McNair, A. D., *The Law of Treaties*, 1961, p.487.
- (75) 東は、この文脈にいう禁反言を「行為による禁反言 (estoppel by conduct)」だと規定する。東寿太郎「禁反言の原則と国際法」横田先生鳩寿祝賀『国際関係法の課題』(有斐閣、1988年) 70頁。
- (76) Carreau, D., *Droit international*, 6^e éd., 1999, p.226, para.569; p.228, para.575.
- (77) *cf. Vallée*, "Quelques observations sur l'estoppel en droit des gens", *supra* note (11), pp.976-977.
- (78) 「禁反言の原則をもって承認の法効果を説明する考え」につき、王志安『国際法における承認』(東信堂、1999年) 264-265頁を参照。
- (79) Martin-Bidou, P., *L'aquiescement en droit international*, 1992, p.230.
- (80) 「禁反言効果説」の最強論者であるシュヴァルツェンバーガーの議論を参照。Schwarzenberger, *International Law as Applied by International Courts and Tribunals*, *supra* note (45), pp.127, 130, 131, 299-300, 308, 361, 475, 535, 537, 549 and 553, 624-625.
- (81) このような「承認ないし黙認の禁反言効果説」の問題点については、拙稿「国際法における禁反言と黙認の交錯—批判的考察—」『比較法雑誌』第47巻第1号(日本比較法研究所、2013年) 119頁以下、とくに140-142頁を参照。
- (82) Dominicé, "A propos du principe de l'estoppel en droit des gens", *supra* note (41), p.349; Brown, "Estoppel in International Law", *supra* note (15), pp.389-390.
- (83) 「イーレン宣言」をめぐるのは、これを一方的宣言と解しその法的拘束力の基礎を禁反言に求めるか、それとも口頭による合意(一種の条約)と解するかについて、従来から学説上の争いがある。判決はこの点を明確にしていない。Alfredson, G., "Eastern Greenland Case", *E. P. I. L.* (online), para.8.
- なお、国際法委員会(ILC)が「法的義務を創造しうる国家の一方的宣言に適用される指導原則」(2006年)を採択するに至るまでの議論においても「イーレン宣言」への言及は随所にみられるが、ILCはこの争点を不問に付した嫌いがある。*cf.* 中谷和弘「国家の一方的宣言」村瀬信也・鶴岡公二[編]

- 『変革期の国際法委員会』（山田中正大使傘寿記念、信山社、2011年）399-421頁、see also, Tomuschat, Ch., “Unilateral Acts in International law”, in *Droit et Culture: Mélanges en l'honneur du Doyon Yadh Ben Achour*, 2008, p.1496.
- (84) *P. C. I. J. Series A/B*, No.53, pp.70-71.
- (85) Nguyen Quoc Dinh, *et al.*, *Droit international public*, 7^e. éd., 2002, pp.364-366.
- (86) 山本草二「一方的国内措置の国際法形成機能」『上智法学論集』第33巻第2号（1990年）56頁。このような定式は、「狭義の禁反言」の要件の一部を示唆したものとみなしうる。事実山本は、かかる「外在する諸事情」の評価基準（一方的宣言の拘束力の基礎）のひとつに禁反言を措定するのである。山本『国際法』前掲注(30)62頁。See also, Jennings, R. Y. & Watts, A., *Oppenheim's International Law*, 9th ed., vol.1-Peace, 1992, pp.1187-1188, para.576; 1190 & 1192, para.577; Suy, E., “Unilateral Acts of States as A Source of International Law: Some New Thoughts and Frustrations”, *Droit du pouvoir, pouvoir du droit: Mélanges offerts à Jean Salmon*, 2007, pp.639-640.
- (87) ヒギンズも、「イーレン宣言」との関連では「デンマークによる不利益的信頼(detrimental reliance)は何もなかった」とみる。Higgins, R., *Problems and Process: International Law and How We Use It*, 1994 p.36; see also, Hambro, E., “The Ihlen Declaration Revisited”, Constantopoulos, D. S. *et al.* (Hrsg.), *Grundprobleme des internationalen Rechts: Festschrift für Jean Spiropoulos*, 1957, p.229. これに対して、フランクによれば、判決はデンマークがノルウェーの一方的約束に信頼 (reliance) を寄せたとする見方を提示するのであるが、彼はその解釈根拠を明らかにしていない。Franck, T. M., “World Made Law: The Decision of the ICJ in the Nuclear Tests Cases”, *A. J. I. L.*, vol.69, 1975, p.617.
- (88) *P. C. I. J. Series A/B*, No.53, p.70.
- (89) *Ibid.*
- (90) 山本「一方的国内措置の国際法形成機能」前掲注(86)59頁。
- (91) 山本「前掲論文」59頁、vgl. Verdross, A. und Simma, B., *Universelles Völkerrecht: Theorie und Praxis*, 3 Aufl., 1984, S.429.
- (92) cf. Salmon, J., “Démarche, Diplomatic”, *E. P. I. L.* (online), para.11.
- (93) *P. C. I. J. Series A/B*, No.53, pp.70-71.
- (94) Kramer, F. V., “Les actes unilatéraux dans le cadre de la jurisprudence internationale”, in *International Law on the Eve of the Twenty-First Century: Views from the International Law Commission*, 1997, p.144.
- (95) この点を詳細に補足するアンチロッチ裁判官の反対意見を参照。Voir, Opinion individuelle de M. Anzilotti, *C. P. J. I. Série A/B*, n° 53, pp.88-89, 91, 94.

- (96) 山本『国際法』前掲注(30)590頁、中谷和弘「言葉による一方的行為の国際法上の評価 (二)」『国家学会雑誌』第106巻第3・4号(1993年)90-92頁、O'Brien, K., "Representation in the Doctrine of Estoppel in International Law", *The Irish Yearbook of International Law.*, vol.3, 2008, pp.77-78; Dörr, O., "Declaration", *E. P. I. L.* (online), para.11.
- (97) Martin, *L'Estoppel en droit international public*, *supra* note (5), pp.96, 103; *cf.* Suy, "Unilateral Acts of States as A Source of International Law", *supra* note (86), p.641; Suy, E. & Angelet, N., "Promise", *E. P. I. L.* (online), para.11.
- (98) ハンブローによれば、「イーレン宣言」に関する裁判所の判断は傍論 (*obiter dictum*) に過ぎなかったとさえみなされるのであり、同宣言の有無にかかわらず、裁判所は同じ結論に到達しえたであろうという。Hambro, "The Ihlen Declaration Revisited", *supra* note (87), pp.234-235.
- (99) Affaire des prises d'eau à la Meuse, arrêt du 28 juin 1937, *C. P. J. I. Série A/B*, n° 70, pp.4ff.
- (100) Fachiri, A. P., "Decisions, Opinions, and Awards of International Tribunals; Judgment Delivered June 28, 1937, Diversion of Water from the Meuse", *B. Y. I. L.* 1938, vol.19, p.231.
- (101) 横田喜三郎『国際判例研究Ⅱ』(有斐閣、1970年)143頁。
- (102) ヘルンドゥルも、「裁判所はもっぱら1863年条約の解釈に限定する立場をとることで、国際水路に関する国際法の一般規則を考慮に入れなかった。それゆえ、本判決の射程はいささか狭い」と評する。Herndl, K., "Meuse, Diversion of Water Case (Belgium v. Netherlands)", in Bernhardt (ed.), *E. P. I. L.*, vol.III, 1997, p.361.
- (103) Exposé de M. Reulle (Agent du gouvernement belge), *C. P. J. I. Série C*, n° 81, p.408; *voir aussi*, *Répertoire Guggenheim*, vol.2, p.1018.
- (104) *C. P. J. I. Série A/B*, n° 70, p.25.
- (105) 皆川洗によれば、「ミューズ川の引水に関する事件」判決は「二国が同一の条約義務によって拘束されるとき、A国は、過去においてみずから範を示したB国の行為に対して苦情を述べることを許されないとされた例」だとされるのであるが、この判断は前記「ホルジョウ工場事件」判決のそれと同趣旨のものであると解される。皆川『国際法判例集』前掲注(32)634頁・注(4)。
- (106) Jenks, *The Prospects of International Adjudication*, *supra* note (33), pp.415, 541; *see also*, Meijerink, S., "Meuse, Diversion of Water Case (Netherlands v Belgium)", *E. P. I. L.* (online), para.12.
- (107) Koskenniemi, M., *From Apology to Utopia: the Structure of International Legal Argument, Reissue with New Epilogue*, 2005 (originally published in 1989), pp.357-358, fn.157; *see also*, Franck, T., "Equity in International Law", Jansentuliyana, N.(ed.), *Perspectives on International Law*, 1995, p.26.

- (108) Opinion individuelle de M. Gros en L’Affaire des essais nucléaires, *C. I. J. Recueil* 1974, pp.279ff., paras.5ff., en particulier, pp.284-285, para.13; see also, Cheng, *General Principles of Law*, *supra* note (31), pp.141-143; De Visscher, Ch., *Problèmes d’interprétation judiciaire en droit international public*, 1963, pp.180-181; Tubman, P., “National Jurisprudence in International Tribunals”, *New York University Journal of International Law and Politics*, vol.28, 1995-1996, pp.132-133, 136.
- (109) Separate Opinion of Vice-President Alfaro in Temple of Preah Vihear Case, *supra* note (7); avis de M. de Luna *supra* note (70); Koskenniemi, *From Apology to Utopia*, *supra* note (107); 拙稿「国際法における禁反言」前掲注(9)368-369頁。
- (110) シュヴェーベルは、本判決をクリーン・ハンズに関連する原則 (an allied principle; a related principle) のもっとも著名な適用事案のひとつに挙げている。Schwebel, “Clean Hands, Principle”, *E. P. I. L.* (online), paras.2, 8, 12; see also, *supra* note (44).
- (111) cf. Waelbroeck, M., “L’aquiescement en droit des gens (Commentaire de l’arrêt de la Cour internationale de justice du 18 novembre 1960)”, *Rivista di Diritto Internazionale*, vol.44, 1961, pp.51-52.
- (112) 「広義の禁反言」の射程を最大限に拡張した場合、「承認ないし黙認の禁反言効果説」もそこに包摂されるとみなしうるから、その意味では、「東部グリーンランドの法的地位に関する事件」判決も「広義の禁反言」の系列につらなるものといえることができる。拙稿「国際法における禁反言と黙認の交錯」前掲注(81)143-144頁を参照。
- (113) アルファロ裁判官によれば、「ホルジョウ工場事件」判決と「ミューズ川の引水に関する事件」判決は、いずれも、国家の（現在の）請求とかつての行為との矛盾 (inconsistency between the claims of States and their previous acts) を一般的な根拠として係争国の主張が退けられた事案であったと位置づけられる。Separate Opinion of Vice-President Alfaro in Temple of Preah Vihear Case, *supra* note (7), pp.49, 50; voir aussi, Waelbroeck, “L’aquiescement en droit des gens”, *supra* note (111), p.52.
- (114) 前記「東部グリーンランドの法的地位に関する事件」判決における「イーレン宣言」をめぐる裁判所の判断についても、同様の指摘がハンプローによってなされていることについては、すでにみたとおり。前掲注(98)を参照。
- (115) 前記「ホルジョウ工場事件」判決の該当箇所を傍論だとする読み方については、以下を参照。Kolb, *La bonne foi en droit international public*, *supra* note (4), p.387, fn.205.

また、前記「ミューズ川の引水に関する事件」判決においてオランダの請求が退けられたのは、主として、オランダの行動が条約違反に相当するとの認定に基づくのであって、オランダがベルギーによる給水門の建築計画に異論を提起する資格はないとする考慮（禁反言ないし *forclusion*）は二次

的なものであったとみなしうる。Dominicé, “A propos du principe de l'estoppel en droit des gens”, *supra* note (41), pp.337-338; Sinclair, I., “Estoppel and Acquiescence”, *Essays in honour of Sir Robert Jennings*, 1996, pp.106-107. 同様に、本件におけるオランダの態度は補充的な証拠の要素として、また裁判所の法的推論の確認として作用したとみなすルイの所論も参照。Louis, “L'«Estoppel» devant la Cour internationale de Justice”, *supra* note (48), p.226.

- (116) もっとも、本判決をもって禁反言に関する判例法理が確立されたとみるのは拙速に過ぎよう。本稿における判例分析の帰結は、PCIJにおける禁反言に関するリーディング・ケースとして「セルビア公債事件」判決の存在を確認しえたことであって、複数の裁判例の蓄積を通じ、この法概念の理論的基盤が重層的に構築され規範的凝固に至るのは、本稿の冒頭で述べたようにICJの裁判例を待たなくてはならないからである。拙稿「国際法における禁反言」前掲注(9)375頁以下を参照。